

厚木市水洗便所改造等奨励金交付申請に係る押印等の取扱い

厚木市水洗便所改造等奨励金交付申請に係る「提出書類の押印義務」は、表1のとおりです。

表1. 押印義務の有無

	提出書類の種類	書類の作成者	押印義務
1	厚木市水洗便所改造等奨励金交付申請書	奨励金の交付を受けようとする者（申請者）	押印義務なし※ （全2箇所）
2	同意書 （厚木市水洗便所改造等奨励金交付申請書添付書類）	申請者以外で、奨励金交付申請に係る「居住の用に供する建築物」の所有権を有する者	押印義務なし※ （全1箇所）
3	請求書	厚木市から「奨励金を交付する旨の通知」を受けた申請者（債権者）	押印義務なし※ （全1箇所）
4	委任状 （請求書添付書類）	債権者のうち、他人名義の口座へ奨励金の振込を希望する者	押印義務あり （全1箇所）

※「押印義務のない書類」については、正当な者（申請者、同意者、債権者）が作成した書類であることを確認するため、表2の方法で本人確認を実施いたします。

当該書類の氏名記入箇所に「署名」又は「記名及び押印」がある場合は、表2の確認は省略できます

「署名」…申請者本人、同意者本人、債権者本人（団体等の場合は代表者）が自署すること
「記名」…自署以外の方法で氏名を記すこと（印字、ゴム印、代筆等）

表2. 押印に代わる確認方法

	確認方法	内容
1	本人確認書類の提示又は写しの添付	「本人確認書類（運転免許証等）」の提示又はコピーの添付により確認 ※本人以外が直接持参した場合、使者の本人確認書類は不要
2	電話による本人確認	申請書等に記載された連絡先への電話連絡により、本人から提出されたことを確認 ※団体等の場合は、代表者（書類に責任者の氏名及び連絡先が追記されている場合はその者）へ電話連絡し、当該団体等からの提出であることを確認
3	その他の方法による本人確認	厚木市から債権者本人の住所宛てに送付した「厚木市水洗便所改造等奨励金交付決定通知書」のコピーの添付により確認（請求書提出の場合に限る）



担当 厚木市都市インフラ整備部河川下水道総務課
所在地 厚木市中町3-17-17
TEL 046-225-2367（直通）

各様式は、厚木市ホームページからダウンロードできます。

https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/kurashi_tetsuzuki/gesuido/4/5/30146.html